

性的虐待の防止と対応

白梅学園大学

堀江まゆみ mayumi@shiraume.ac.jp

性的虐待の定義

- ・障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
ー障害者虐待防止法条文
- ・本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
ー千葉県障害者虐待対応マニュアル
- ・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る 又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ー児童虐待防止法についての厚生労働省解説

近年の「性暴力・性虐待に関連する動き」ー1

性犯罪に関する「刑法の一部を改正する法律」の概要

刑法の一部を改正する法律の概要

- 平成26年10月～平成27年8月
「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問
(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日 法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「強制性交等罪」とする。
※ 現行法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。
※ 現行法では,
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化 (現行法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

※ 施行期日：平成29年7月13日

《刑法改正のポイント》

■ 強姦罪⇒強制性交等罪

／性別を問わず被害者に

■ 厳罰化

(強姦罪の法定刑の下限 懲役3年⇒5年)

■ 非親告罪化

(被害者の告訴がなくても起訴できる)

■ 親などの監護者による子どもへの性的虐待を処罰



近年の「性暴力・性虐待に関連する動き」-2

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

令和2年6月11日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその
結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止
施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい
環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者
支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社
会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性的虐待・性暴力被害の状況

- ・内閣府2017－18年

「全国の相談・支援団体を対象に行った調査」
障害の有無について回答があった30歳未満の
性被害事例127件のうち、障害があるとみられる事例は
70件あり、55%を占めた。

その内訳は、発達障害16件▽精神障害19件
▽軽度知的障害9件-など。

しあわせなみだ理事長の中野宏美さん(42)は

**「海外の調査で、障害のある人はない人の約3倍、性暴力
を経験しているというデータもある」と説明する。**

被害女性は**「人間として扱われていない感じがしてひどく傷ついた」**

「ノーって言えない。言える立場じゃない」

というのが潜在意識にある (西日本新聞2020年11月5日(木)より引用)



性的虐待事件

「怖くて断れなかった」障害者施設で性的虐待 所長の男性が利用女性に 2018西日本新聞

- ・ 障害者の自立を支援する福岡県久留米市の就労移行支援事業所の所長だった40代男性が昨年末、女性利用者(20)にわいせつな行為をしていたことが「あなたの特命取材班」への情報提供で分かった。
- ・ 女性が住む自治体は障害者虐待防止法に基づき性的虐待と判断し、久留米市は近く是正指導する方針。施設側は取材に対し、不適切だったと認め、事業所を閉鎖する意向を示した。
- ・ 女性の家族などによると、女性には中度の知的障害があり、精神年齢は小学校高学年程度。調理の仕事に就くことを希望し、昨夏からこの事業所に通っていたが、調理中に胸を触られるなどしたほか、昨秋と昨年12月には訓練の時間内にホテルでわいせつ行為を受けたとしている。
- ・ 女性は取材に、包丁さばきがうまくいかない時に男性から「へたくそ」と怒鳴られたり、強く手を引っ張られたりすることがあり、わいせつ行為をされても「怖くて断れなかった」と説明。無料通信アプリでやりとりする中で「好き」と自ら送ったこともあったが、「怒られるのが嫌で先生に合わせていた」と話した。
- ・ 昨年末、女性が福祉関係者に打ち明けて発覚。通報を受けた自治体が聞き取りを行うなどして調査していた。女性は事業所に通えなくなり、「死にたい」と周囲に漏らすなど情緒不安定になっているという。(中略)。

- ・ 厚生労働省の2016年度調査では、障害者施設の職員などによる虐待は401件で、前年度比18%増。被害者は672人に上った。虐待行為の内訳は身体的虐待57%、心理的虐待42%など。被害が表面化しにくいとされる性的虐待も12%あった。



性的虐待による心理的影響

(日本産婦人科医会HP(3)刑事裁判を見据えた性的虐待への対応より引用)

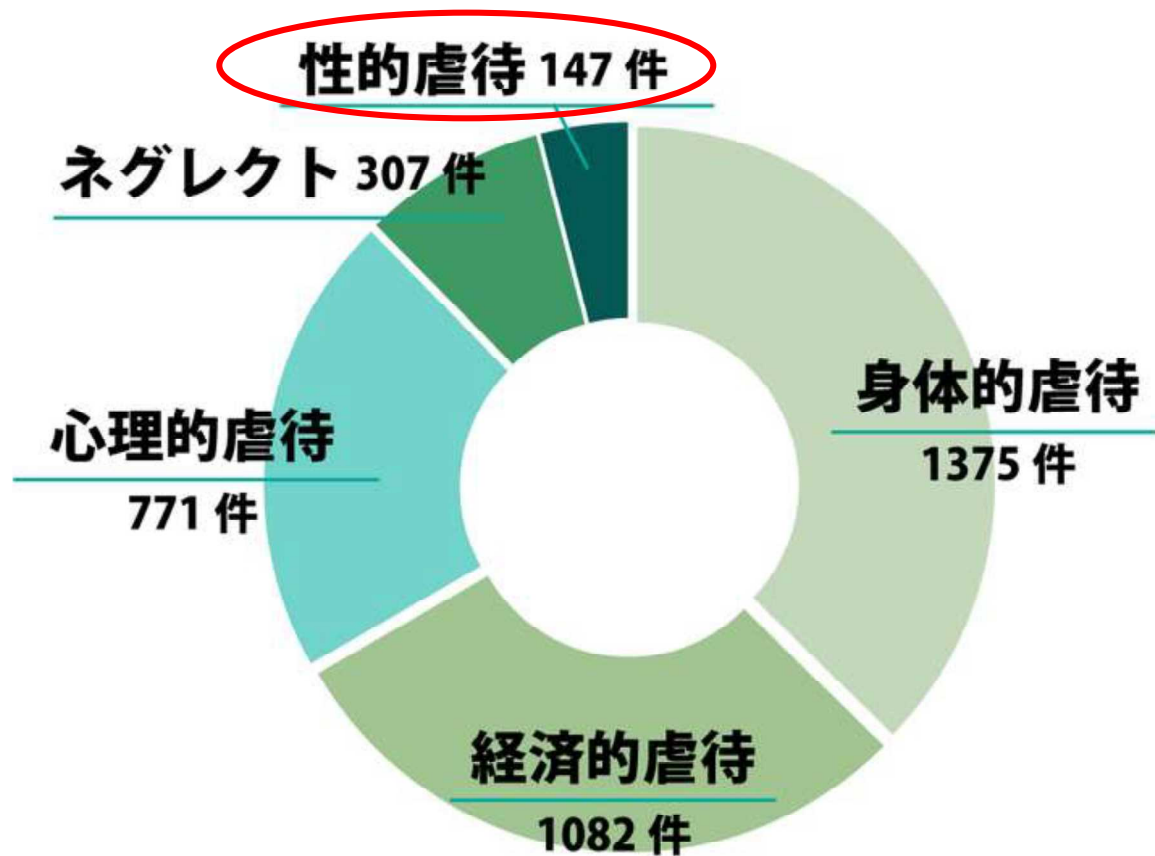
*近年ではトラウマインフォームドケアに注目

表 20. 性的虐待による心理的影響

急性ストレス障害 (被害後比較的早期 のトラウマ)	闘争－逃走反応	日常の機能が停止。逆に通常どおりの日常生活を送ろうと固執することもある。 身体的・感情的苦痛をなくそうとし、他人事のような感覚をもつ。
	凍結反応	被害に関する詳細を思い出せない。
	認知の歪み	考え方が否定的になる。 罪悪感(黙っていればよかった)、恥(自分は汚れてしまった)、悲しみ(お母さんを困らせてしまった)、非難(お母さんは助けてくれなかった)、活動する気力の低下などにより、通学など社会生活に支障を来す。
心的外傷後ストレス 障害(PTSD)	解離	同一性の断片化、離人感、現実感消失。 容易であるはずの精神機能の低下。
	身体症状	不眠、過敏、パニック発作などの常態化。
	フラッシュバック	被害を想起させる場所(被害にあった場所に向かう道など)、におい、状況(壁や部屋、家具など)、明るさ(時間帯を含む)、季節などのトリガーにより、再体験やパニック症状を起こす。

改めて、障害者虐待防止法一性的虐待の状況

虐待行為の類型（複数回答）



令和元年度「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より

■ 身体的虐待・心理的虐待

定義や虐待行為の認知が広がり、気づかれやすく通報件数が多くなってきた傾向

■ 性的虐待

密室で起こりやすい、被害を訴えられない、周囲も気づきにくい、事実認定がしにくく通報されにくい。
被害が埋もれていることが想定される

【虐待防止法での課題】

性的虐待がどのような場面で起こり、どのような気づきやサインがあるのか、より事例検討を重ねて明らかにし、早期の発見や救済に役立てる必要がある。

福祉における性的虐待の事例から

【事例A】30代・中度の知的障害の女性

←事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた

【事例B】40代・軽度の知的障害の女性

←GH世話人(50台男性、非常勤)からホテルに誘われ、性行為を繰り返されてきた。

【事例C】10代・知的障害の男児児童

←支援者男性から風呂介助で裸の写真を撮られた

【気づき】性的虐待の発覚は、本人の訴えから

【事例A】30代・中度の知的障害の女性

←事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた



【気づきのきっかけ】

母とニューステレビを見ながら、本人「**自分もこんなことされてる**」（★具体的な行為で聞くと本人も被害を認識できる）

母が繰り返し聞き、具体的な部分を話す。

司法面接を受け「事実としてあり得る」

当該市虐待防止センターでは「証拠が取れない」と対応協力市虐待防止センターでは司法面接の結果を重視

【気づき】性的虐待の発覚は、性以外の会話からも

【事例B】40代・軽度の知的障害の女性

←GH世話人(50台男性、非常勤)からホテルに誘われ、性行為を繰り返
しされてきた。



【気づきのきっかけ】

最初の困り感は「こづかいが足りない」と母へ。

母がオープンドクエスチョン(それから？それで？だれが？)で
聞いていくと、「ファミレスで食事」それから？「そのあとホテルへ」。

クローズドクエスチョン(イエス／ノーで答える質問)は
「記憶の混濁」(事実がわかりにくくなる)を起こす。

【気づき】性的虐待の発覚は、不自然な援助行為から

【事例C】10代・知的障害の男児児童

← 支援者男性から風呂介助で裸の写真を撮られた



【気づきのきっかけ】

支援者男性は、あるきっかけで取り調べを受けた。

写真の中から施設らしい風景と子どもの裸の写真が複数あり施設の風呂場での性虐待であることがわかる。

周囲の同僚支援者はまったく虐待があったことに木が付かなかったというが、そういえば、この支援者は、入浴介助を一人でやっていた、とあとで気づく。

障害者が性被害に遭いやすい理由

◆ なぜ性被害に遭いやすいのか、潜在化してしまうのか

- 強く断ることができない: 支援者と障害当事者の関係性は強いものであり、支援者の言うことを信じてしまったり、断わりづらいつ感じやすい。
- 適切な距離感がわからない
- 危険な行動を予知しにくい: 危機感を感じるような誘いも、予知することがむずかしいことが多く、危険な誘いに応じて性被害に遭ってしまうことがある
- 悪いことかどうかわ判断できない: 良い悪いの判断もむずかしくなるため、わからないまま性暴力を受け、被害を訴えることができず、長期にわたってくり返されることも報告されている。
- 性的虐待は、密室化されたなかで起きやすい、被害意識が持てないことも多い
(されていることが嫌なことと理解ににくいこともある)

→ 口止めや脅し、虐待に「協力」させられることがある

* 心理的虐待や身体的虐待をとまなう場合が多い

性的虐待を潜在化させる「心理的バリア」

◆加害者の支配(意識) 家族や介護者への依存、限られた人間関係

- ・性的虐待は「密室」(誰も見ていない)で起こることが多い
- ・加害者の歪んだ認識
- ・相手は、知的障害だからわからないだろう。このぐらいしてもいい。
 - ・だれにも言わないはずだ、脅せば言いなりになり、発覚しない
 - ・同意があったという理由付け(支援一当事者間では成立しない)

◆被害者の仕返しの恐れ 無視、嫌がらせ、さらなる虐待

・性的虐待の否定と自己責任への転嫁

虐待ではないかもしれない、悪いのは自分と思い込む

- ・あきらめと無力感 何をしてしても無駄、誰に言っても仕方がない

◆支援者側の性被害者の仕返しの恐れ

◆支援者側にも潜在化のリスクがある

性的虐待の事例を職場で検討を積み重ねていくことが重要

■もともと、私たちの文化では「性の話題」を共有することに躊躇がある。性に対する価値観が多様でもある。

もし同僚の性的な不適切支援を目撃したとしても、
性の話題をどのように言語化すればいいか言いにくい。

⇒職場での事例検討に、意識的に、性的虐待、性的不適切
対応の事例を盛り込み、性的虐待についてもアンテナを！

■加えて、虐待や不適切対応の判断においては、支援者間で判断の共有が難しい場合も多い。性問題にはなおさら。

事例検討を重ねて、共通意識をもつことや、客観的な事実から判断することが重要。

性的虐待に限らず、虐待の判断はチームで行うことにより無意識な躊躇から抜け出せる

◆ 特に、虐待される側の心理 一性的虐待では言語化しにくさが大きくなる

- ・「一方的に体を触られる」ことが性行為、性被害だと知らない、思えない（お前のために優しくしているという懐柔と脅し）
- ・本人は不快に感じている。

ただ、支援者や保護者自身が「性のことから、話すこと自体が恥ずかしい」と、本人も察知して特に話さない。

- ・誰かに相談すると解決する成功体験が乏しい
（相談すると、逆に、叱られる不快体験が積み重なっている）
- ・信じてもらえるか？馬鹿にされないか？
- ・話したらどうなってしまうのか？見通しがつかない不安
- ・虐待者にわかったらもっと虐待されないか？

◆ 性的虐待の気づき・サインは？

身体的サイン 妊娠、STD、性器・肛門外傷

性的行動化 非社会的性行動（場面に合わない性的行動）

誤学習行動 コミュニケーション手段としての誤学習

逃避 引きこもり・徘徊・

愛着障害 他者との適切な心理的・物理的距離感

その他 感情の障害

【性的虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

①同僚、保護者、管理者等の周辺情報からまず十分な
事実を把握する（事前に周辺情報を得て必要に応じて聞き取りへ）

- ・同僚支援者がうすうす気が付いていることも多い
- ・特定の支援者との距離が近い（二人だけにいる事が多い等）
- ・ある支援者はひとりで風呂介助をしていた

②性的虐待がどんなきっかけで発覚するか、多様な
アセスメントができるよう事前に研修等で共有し、
チェック項目を作成。性虐待のアンテナが重要

【性的虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

③本人への事実確認は慎重に丁寧に

- ・本人への二次的トラウマを避ける配慮も必要
- ・「知的障害だから、言っていることが本当かどうか
わからない。だからこれ以上調査はできない」
「事実がはっきりしないから、虐待ではない」



⇒知的障害のある本人は、**核心的な事実**は認識している事が多い(体を触られたなどの大きな事実)
ただし「周辺情報など細かいこと」は
認識していない、記憶していないこともある。

【性虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

- ④本人からの聞き取りは事実を整理したあとに
 - ・周辺情報から得るべき事実の確認を先行させ次に本人に聞くべき事実のみの整理して調査
 - ・複数回聞くことで「記憶の混濁」が起こるリスク
- ⑤本人への事実確認に司法面接の活用を
 - ・事実確認の専門スキルを把握しておく
 - ・できるだけ「司法面接」の手法を取り入れて
 - ・協力できる機関がどこにあるか事前に把握しておく

「司法面接」(協同面接)とは

- ◆子どもや障害者の心理的負担を軽減し、誘導や暗示を受けやすい子どもや障害者の供述内容の信用性を担保するため、繰り返しの事業聴取を回避し、また関係機関で情報を共有する。
- ◆子どもや障害者など、何度も同じことを聴取すると、記憶が混乱、汚染されてしまう人が被害にあった場合、専門の研修を受けたインタビュアーが、誘導のない特別な手法で行う面接方法

司法面接の特徴は、

- ① 子ども・障害者に自身の言葉で話してもらうこと
- ② **面接が構造化**されていること
(「記憶の混濁」を起こさないよう予め質問項目や順番を検討して構造化しておく)
- ③ 録音・録画を行うこと
- ④ **多職種**が連携して面接回数を**最小限**に抑えること
(専門コアチームの編成、協力、バックアップ)

の4つが挙げられる。

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

①基本は「ひとりの人間としての尊厳」から

- ・虐待は尊厳の欠落から。上下関係の構造を作らない。
- ・呼称の問題から取り組む。「さん付け」「ちゃん付け」

②性の問題も、日常支援や研修で事前に共有しておく

- ・身体的虐待、心理的虐待の理解は共有しやすい
- ・性の問題は、支援者どうしても日常的に共有しにくい
- ・性的虐待の事例は見えないところで起こる。
- ・性的虐待に関するアセスメント・アンテナを蓄積する

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

③性的虐待を予防していくためには、日常の支援のあり方から考えていくことが重要。

- ・日常の支援に性虐待につながるリスク支援をチェックする。
- ・被虐待者の発達の段階及び社会的状況から 明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは、虐待者が性的満足を得るための行為(意識、無意識を問わない)を掘り起こし改善する

- ・添い寝、
 - ・膝の上に乗せて遊ぶ、
 - ・散歩等で腕を組む
 - ・同性介護、
 - ・単独入浴介護
 - ・失禁等の対応や事後処理の安易さ、
- なども見直していく必要がある

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

④ 同性介助の原則の確認

プライベートゾーン(水着を着用するときに隠れる場所)

の意識化*同性介助でも、接触には配慮が必要

⑤「手つなぎ」「腕組み」支援は？

⑥「空間」「距離」を尊重する。伝える

◆介助・援助行為や声かけの意識化

- ・職場でのふりかえり
- ・再度、職場内虐待防止チェックを



まとめ

「性」は「生」そのもの。かけがえのないその人を尊重する

障害のある人の「性」をタブー視しない

早期に、「周囲のさりげない気づき」を重視する

性虐待はチームで取り組む

